市民が主役のまちづくり事業　応募要件チェックリスト

＊応募書類と一緒にご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **内　　　　　　容** | **チェック** |
| (1)補助の対象となる事業の要件 |
| ①　地域の活性化や特色のあるまちづくりに役立つ公益的な事業であること。 |  |
| ②　主に市内で実施する事業であること。 |  |
| ③　団体が自ら考え行動する事業であること。 |  |
| ④　事業の効果が広く市民に還元されるものであること。 |  |
| ⑤　新たに行う事業、又は既存事業を充実・拡大するものであること。 |  |
| ⑥　当該事業について、君津市の他の補助金等を受けていないこと。 |  |
| ⑦　実施計画及び収支計画が明確であること。 |  |
| ⑧　年度内に事業を完了し、実績報告ができること。 |  |
| (2)補助の対象となる団体の要件 |
| ①　事業の立案、実施及び会計処理を的確に行うことができる団体であること。 |  |
| ②　代表者及び会員の過半数が市民であること。　　　※学生は市民として算入可能。ただし、必ず１名は市民を会員に含むこと。　　※未来の担い手タイプについては、代表者が市民である必要はありません。 |  |
| ③ 5名以上の会員で構成される団体であること。 |  |
| ④　団体の名称、目的、活動内容、役員に関する事項等を記載した規約、会則、定款等を有していること。※企画申込書の提出時点ではなく、交付申請書の提出時点。 |  |
| ⑤　代表者が民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年であること。※企画申込書の提出時点ではなく、交付申請書の提出時点。 |  |
| （３）補助の対象とならない事業・団体 |
| ①　宗教、政治、営利活動を目的とした事業及び団体ではありません。 |  |
| ②　法令や条例等に反する事業及び団体ではありません。 |  |
| ③　公の秩序又は善良な風俗を害する事業及び団体ではありません。 |  |

過去に本補助金（文化のまちづくり市税１％支援事業補助金も含む）の交付を受けたことがある団体に所属していた方が、新たに団体を設立、または新たな団体に加入し、本事業に応募する場合は、下記条件についてもご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　団体名が異なること |  |
| ②　構成員の重複が半分未満であること |  |
| ③　団体の代表権を持つ者（連絡責任者、実質的な代表者も含む）や会計担当者がいずれも重複していないこと |  |

団体名：

代表者氏名：